「地域再生基本方針の一部変更案」に関する意見募集の結果について

令 和 ８ 年 ３ 月 31 日
内閣府地方創生推進事務局

内閣府では、「地域再生基本方針の一部変更案」の概要を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集しました。

その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

１．題名

地域再生基本方針の一部変更案

２．実施方法

（１）意見募集期間：令和８年２月 20 日（金）から令和８年３月９日(月)まで

（２）意見提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送又は電子メールにて御意見を受付

３．提出意見総数

１件

※この他、今回の御意見募集対象と直接関係しない御意見が１件ございました。

４．御意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり

５．閣議決定日

令和８年３月 31 日（火）

【問合せ先】
内閣府地方創生推進事務局
担当：渡延・佐藤
℡：03-5510-2474

（別紙）

「地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見募集の結果について

	意見	意見に対する考え方
1	変更案の内容がe-GOVにおいても公表されておらず、詳細がわかりません。 これでは、パブリックコメントを募集することなく進めるべきではないでしょうか。	御意見ありがとうございます。 今回の地域再生基本方針の一部変更案の内容は、概要に記載しているとおり、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和７年12月23日閣議決定）が策定されたことに伴う所要の表記の変更等であり、今回意見公募開始時に公示した概要は、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第２項に定める要件を満たすものであると考えております。